

議案第22号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)の公布による消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、公の施設の使用料等を改正するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(勝山市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 勝山市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表(第8条関係) その1 基本使用料				別表(第8条関係) その1 基本使用料			
学校名	区分	使用料(1時間当たり) 円		学校名	区分	使用料(1時間当たり) 円	
		半面	全面			半面	全面
鹿谷小学校	体育館	100	200	鹿谷小学校	体育館	100	200
北郷小学校		100	200	北郷小学校		100	200
荒土小学校		100	200	荒土小学校		100	200
平泉寺小学校		100	200	平泉寺小学校		100	200
野向小学校		<u>150</u>	<u>300</u>	野向小学校		<u>160</u>	<u>320</u>
三室小学校		<u>150</u>	<u>300</u>	三室小学校		<u>160</u>	<u>320</u>
村岡小学校		第1体育館	100	200		村岡小学校	第1体育館
	第2体育館	<u>150</u>	<u>300</u>		第2体育館	<u>160</u>	<u>320</u>
成器南小学校	第1体育館	<u>150</u>	<u>300</u>	成器南小学校	第1体育館	<u>160</u>	<u>320</u>
	第2体育館	<u>300</u>	<u>600</u>		第2体育館	<u>310</u>	<u>620</u>
成器西小学校	体育館	<u>300</u>	<u>600</u>	成器西小学校	体育館	<u>310</u>	<u>620</u>
勝山北部中学校		<u>200</u>	<u>400</u>	勝山北部中学校		<u>210</u>	<u>420</u>
勝山中部中学校		第1体育館	<u>150</u>	<u>300</u>		勝山中部中学校	第1体育館

	第2 体育館	<u>150</u>	<u>300</u>
勝山南部中学校	第1 体育館	<u>200</u>	<u>400</u>
	第2 体育館	<u>200</u>	<u>400</u>

その2 附属設備の使用料

附属設備	使用区分	使用時間	使用料	超過料金
照明 (ナイター) 施設	市民が使用する場 合	午後7時から 午後9時まで	1回使用(2時間) <u>1,500円</u>	超過料金が30分未満のときは、使用料金の4分の1増、30分以上1時間未満のときは、使用料の4分の2増とする
	市民以外の者が使用する場 合	午後7時から 午後9時まで	1回使用(2時間) <u>4,500円</u>	
	市民が市民以外の者と混合使用する場 合	午後7時から 午後9時まで	1回使用(2時間) <u>3,000円</u>	

	第2 体育館	<u>160</u>	<u>320</u>
勝山南部中学校	第1 体育館	<u>210</u>	<u>420</u>
	第2 体育館	<u>210</u>	<u>420</u>

その2 附属設備の使用料

附属設備	使用区分	使用時間	使用料	超過料金
照明 (ナイター) 施設	市民が使用する場 合	午後7時から 午後9時まで	1回使用(2時間) <u>1,570円</u>	超過料金が30分未満のときは、使用料金の4分の1増、30分以上1時間未満のときは、使用料の4分の2増とする
	市民以外の者が使用する場 合	午後7時から 午後9時まで	1回使用(2時間) <u>4,710円</u>	
	市民が市民以外の者と混合使用する場 合	午後7時から 午後9時まで	1回使用(2時間) <u>3,140円</u>	

(勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
別表	別表

1 基本使用料

施設使用区分		時間区分			
		午前	午後	夜間	全日
ホール	120m2 以上	円 3,000	円 3,500	円 4,000	円 9,000
	120m2 未満	2,000	2,500	3,000	6,500
会議室	30m2 以上	800	900	1,000	2,300
	30m2 未満	600	700	800	1,800
和室	15 畳以上	600	700	800	1,800
	15 畳未満	500	600	700	1,500
料理教室	30m2 以上	1,200	1,300	1,400	3,300
	30m2 未満	1,000	1,100	1,200	2,800
その他施設		市長がその都度定める。			

2 次の各号に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

1 基本使用料

単位 [円]

施設使用区分		時間区分			
		午前	午後	夜間	全日
ホール	120m2 以上	円 3,140	円 3,670	円 4,190	円 9,430
	120m2 未満	2,100	2,620	3,140	6,810
会議室	30m2 以上	840	940	1,050	2,410
	30m2 未満	630	730	840	1,890
和室	15 畳以上	630	730	840	1,890
	15 畳未満	520	630	730	1,570
料理教室	30m2 以上	1,260	1,360	1,470	3,460
	30m2 未満	1,050	1,150	1,260	2,930
その他施設		市長がその都度定める。			

2 次の各号に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第3条 勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
別表第1(第37条関係) 廃棄物処理手数料	別表第1(第37条関係) 廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	処理手数料
し尿	一般家庭その他から収集するとき。	20 リットルにつき <b>150 円</b>
事業系一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分をするとき。	第 21 条に指定する指定ごみ袋 1 袋につき <b>150 円</b>

種別	取扱区分	処理手数料
し尿	一般家庭その他から収集するとき。	20 リットルにつき <b>170 円</b>
事業系一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分をするとき。	第 21 条に指定する指定ごみ袋 1 袋につき <b>157 円</b>

(勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 勝山市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前										改正後									
別表第 1(第 7 条関係)										別表第 1(第 7 条関係)									
1 基本使用料										1 基本使用料									
単位 [円]										単位 [円]									
区分		平日				土・日・祝日				区分		平日				土・日・祝日			
階	室名	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	階	室名	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
中地階	楽屋(和室)	<u>700</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>2,700</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>3,200</u>	中地階	楽屋(和室)	<u>730</u>	<u>1,150</u>	<u>1,470</u>	<u>2,830</u>	<u>1,150</u>	<u>1,470</u>	<u>1,780</u>	<u>3,350</u>
	控室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>1,200</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,400</u>	中地階	控室	<u>420</u>	<u>520</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>	<u>520</u>	<u>630</u>	<u>730</u>	<u>1,470</u>
1 階	大ホール	<u>9,000</u>	<u>13,200</u>	<u>16,800</u>	<u>31,500</u>	<u>13,200</u>	<u>16,800</u>	<u>21,000</u>	<u>42,000</u>	1 階	大ホール	<u>9,430</u>	<u>13,830</u>	<u>17,600</u>	<u>33,000</u>	<u>13,830</u>	<u>17,600</u>	<u>22,000</u>	<u>44,000</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	展示ホール	<u>2,100</u>	<u>3,200</u>	<u>4,200</u>	<u>7,900</u>	<u>3,200</u>	<u>4,200</u>	<u>5,300</u>	<u>10,500</u>		展示ホール	<u>2,200</u>	<u>3,350</u>	<u>4,400</u>	<u>8,280</u>	<u>3,350</u>	<u>4,400</u>	<u>5,550</u>	<u>11,000</u>
	ギャラリー	<u>1,000</u>	<u>500</u>	<u>1,500</u>		<u>1,300</u>	<u>700</u>	<u>2,000</u>		ギャラリー	<u>1,050</u>	<u>520</u>	<u>1,570</u>		<u>1,360</u>	<u>730</u>	<u>2,100</u>		

3階	第1会議室	3,200	3,700	4,200	9,000	3,700	4,200	4,800	10,500
	第2会議室	1,200	1,500	1,800	3,800	1,500	1,800	2,100	4,600
	第3会議室	700	900	1,000	2,000	900	1,000	1,100	2,500
	第4会議室	700	900	1,000	2,000	900	1,000	1,100	2,500
	第5会議室(和室)	800	1,100	1,300	2,700	1,100	1,300	1,500	3,200
	第6会議室(和室)	700	900	1,000	2,100	900	1,000	1,100	2,600
	教養室(茶室)	800	1,100	1,300	2,700	1,100	1,300	1,500	3,200
	ロビー	3階各室使用に付随する。専用した場合は第4会議室使用料と同じ。							

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

3 練習等のため舞台のみを使用する場合の使用料の額は、1時間について500円とする。この場合において使用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上の端数があるときは、これを1時間として計算する

別表第2(第7条関係)  
附属設備等の使用料

3階	第1会議室	3,350	3,880	4,400	9,430	3,880	4,400	5,030	11,000
	第2会議室	1,260	1,570	1,890	3,980	1,570	1,890	2,200	4,820
	第3会議室	730	940	1,050	2,100	940	1,050	1,150	2,620
	第4会議室	730	940	1,050	2,100	940	1,050	1,150	2,620
	第5会議室(和室)	840	1,150	1,360	2,830	1,150	1,360	1,570	3,350
	第6会議室(和室)	730	940	1,050	2,200	940	1,050	1,150	2,720
	教養室(茶室)	840	1,150	1,360	2,830	1,150	1,360	1,570	3,350
	ロビー	3階各室使用に付随する。専用した場合は第4会議室使用料と同じ。							

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

3 練習等のため舞台のみを使用する場合の使用料の額は、1時間について500円とする。この場合において使用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上の端数があるときは、これを1時間として計算する。

別表第2(第7条関係)  
附属設備等の使用料

単位 [円]

附属設備等		単位	金額
舞台 用	指揮台	1台(午前、午後、夜間 各回)	<b>300</b>
	平台	1台(〃)	100
	金屏風	1双(〃)	<b>1,100</b>
	じゅうたん	1枚(〃)	<b>1,000</b>
	緋もうせん	1枚(〃)	<b>1,100</b>
	演壇設備	1式(〃)	<b>500</b>
	フルコンサートピアノ	1台(〃)	<b>3,200</b>
照明 用	ボーダーライト	1列(〃)	<b>800</b>
	フットライト	1列(〃)	<b>800</b>
	シーリングスポットライト	1台(〃)	<b>400</b>
	スポットライト 1kW	1台(〃)	<b>400</b>
	スポットライト 500W	1台(〃)	<b>300</b>
	ステージスポットライト	1台(〃)	<b>300</b>
	フロントサイドスポットラ イト	1台(〃)	<b>400</b>
	ピンスポットライト	1台(〃)	<b>2,100</b>
	ローアーホリゾン トライト	1列(〃)	<b>1,100</b>
	アッパーホリゾン トライト	1列(〃)	<b>1,200</b>
	演出用効果器具	1台(〃)	<b>1,100</b>
	ミラーボール	1台(〃)	<b>600</b>
	音響 用	拡声装置	1式(〃)
マイクロホン		1本(〃)	<b>500</b>
録音再生機		1台(〃)	<b>600</b>

単位 [円]

附属設備等		単位	金額
舞台 用	指揮台	1台(午前、午後、夜間 各回)	<b>310</b>
	平台	1台(〃)	100
	金屏風	1双(〃)	<b>1,150</b>
	じゅうたん	1枚(〃)	<b>1,050</b>
	緋もうせん	1枚(〃)	<b>1,150</b>
	演壇設備	1式(〃)	<b>520</b>
	フルコンサートピアノ	1台(〃)	<b>3,350</b>
照明 用	ボーダーライト	1列(〃)	<b>840</b>
	フットライト	1列(〃)	<b>840</b>
	シーリングスポットライト	1台(〃)	<b>420</b>
	スポットライト 1kW	1台(〃)	<b>420</b>
	スポットライト 500W	1台(〃)	<b>310</b>
	ステージスポットライト	1台(〃)	<b>310</b>
	フロントサイドスポットラ イト	1台(〃)	<b>420</b>
	ピンスポットライト	1台(〃)	<b>2,200</b>
	ローアーホリゾン トライト	1列(〃)	<b>1,150</b>
	アッパーホリゾン トライト	1列(〃)	<b>1,260</b>
	演出用効果器具	1台(〃)	<b>1,150</b>
	ミラーボール	1台(〃)	<b>630</b>
	音響 用	拡声装置	1式(〃)
マイクロホン		1本(〃)	<b>520</b>
録音再生機		1台(〃)	<b>630</b>

その他	電気コンセント 1kW	1回(〃)	300	その他	電気コンセント 1kW	1回(〃)	310
	展示照明用スポットライト 100W	1日1台当たり	200		展示照明用スポットライト 100W	1日1台当たり	210
	ビデオ機器持込み	1日1台当たり	1,000		ビデオ機器持込み	1日1台当たり	1,050
	カラオケ機器持込み	1日1台当たり	1,000		カラオケ機器持込み	1日1台当たり	1,050

(勝山市東山いこいの森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 勝山市東山いこいの森の設置及び管理に関する条例(昭和55年勝山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第2(第10条関係) 基本使用料				別表第2(第10条関係) 基本使用料			
施設区分	単位	使用料(円)		施設区分	単位	使用料(円)	
		休憩	宿泊			休憩	宿泊
コテージ	1棟	<u>9,000</u>	<u>13,000</u>	コテージ	1棟	<u>9,400</u>	<u>13,600</u>
バンガロー	1棟	<u>2,500</u>	<u>3,500</u>	バンガロー	1棟	<u>2,600</u>	<u>3,700</u>
バーベキュー施設	1基		<u>3,000</u>	バーベキュー施設	1基		<u>3,100</u>
キャンプ場(テントサイト)	1張箇所		1,000	キャンプ場(テントサイト)	1張箇所		1,000
林間広場	1時間		400	林間広場	1時間		400
テニスコート	1時間		400	テニスコート	1時間		400
ミニグラウンド	1時間		400	ミニグラウンド	1時間		400
ソフトボール場	1時間		500	ソフトボール場	1時間		500
屋根付き広場	1時間		400	屋根付き広場	1時間		400



五右衛門風呂 (大人：中学生以上)	30分	300	五右衛門風呂 (大人：中学生以上)	30分	300
五右衛門風呂 (小人：3歳以上小学生以下)	30分	100	五右衛門風呂 (小人：3歳以上小学生以下)	30分	100

(勝山市遅羽農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 勝山市遅羽農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年勝山市条例第16号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前					改正後				
別表					別表				
1 基本使用料					1 基本使用料				
					<b>単位 [円]</b>				
施設区分	午前	午後	夜間	全日	施設区分	午前	午後	夜間	全日
多目的ホール	<u>3,000円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,000円</u>	<u>9,000円</u>	多目的ホール	<u>3,140</u>	<u>3,670</u>	<u>4,190</u>	<u>9,430</u>
会議室	<u>800</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>2,300</u>	会議室	<u>840</u>	<u>940</u>	<u>1,050</u>	<u>2,410</u>
和室	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,800</u>	和室	<u>630</u>	<u>730</u>	<u>840</u>	<u>1,890</u>
調理実習室	<u>1,200</u>	<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>3,300</u>	調理実習室	<u>1,260</u>	<u>1,360</u>	<u>1,470</u>	<u>3,460</u>
その他施設	市長がその都度定める。				その他施設	市長がその都度定める。			
使用時間	午前 8時30分から12時30分	午後 13時から17時まで	夜間 18時から21時30分まで	全日 8時30分から21時30分まで	使用時間	午前 8時30分から12時30分	午後 13時から17時まで	夜間 18時から21時30分まで	全日 8時30分から21時30分まで
2	次の各号に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。				2	次の各号に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。			

(勝山市林業者健康トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 勝山市林業者健康トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(昭和58年勝山市条例第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後								
別表 基本使用料(物品販売) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">使用する面積が20㎡以下の場合</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u> / 1件・1日</td> </tr> </tbody> </table> ※ 使用する面積が20平方メートルを超える場合は、10平方メートルごとに1件につき <u>1,000円</u> (1日当たり)を追加する。	使用区分	使用料	使用する面積が20㎡以下の場合	<u>2,000円</u> / 1件・1日	別表 基本使用料(物品販売) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">使用する面積が20㎡以下の場合</td> <td style="text-align: center;"><u>2,040円</u> / 1件・1日</td> </tr> </tbody> </table> ※ 使用する面積が20平方メートルを超える場合は、10平方メートルごとに1件につき <u>1,020円</u> (1日当たり)を追加する。	使用区分	使用料	使用する面積が20㎡以下の場合	<u>2,040円</u> / 1件・1日
使用区分	使用料								
使用する面積が20㎡以下の場合	<u>2,000円</u> / 1件・1日								
使用区分	使用料								
使用する面積が20㎡以下の場合	<u>2,040円</u> / 1件・1日								

(勝山市営住宅管理条例の一部改正)

第8条 勝山市営住宅管理条例(平成9年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後																		
別表第2(第44条関係) 駐車場の使用料 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市営住宅名</th> <th style="text-align: center;">月額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南大橋住宅</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> <td style="text-align: center;">ただし、12月、1月、2月は無料とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄町住宅</td> <td style="text-align: center;"><u>3,000円</u></td> <td style="text-align: center;">ただし、12月、1月、2月は無料とする。</td> </tr> </tbody> </table>	市営住宅名	月額	備考	南大橋住宅	<u>2,000円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。	栄町住宅	<u>3,000円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。	別表第2(第44条関係) 駐車場の使用料 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市営住宅名</th> <th style="text-align: center;">月額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南大橋住宅</td> <td style="text-align: center;"><u>2,100円</u></td> <td style="text-align: center;">ただし、12月、1月、2月は無料とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄町住宅</td> <td style="text-align: center;"><u>3,140円</u></td> <td style="text-align: center;">ただし、12月、1月、2月は無料とする。</td> </tr> </tbody> </table>	市営住宅名	月額	備考	南大橋住宅	<u>2,100円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。	栄町住宅	<u>3,140円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。
市営住宅名	月額	備考																	
南大橋住宅	<u>2,000円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。																	
栄町住宅	<u>3,000円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。																	
市営住宅名	月額	備考																	
南大橋住宅	<u>2,100円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。																	
栄町住宅	<u>3,140円</u>	ただし、12月、1月、2月は無料とする。																	

(勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例(平成12年勝山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表(第9条関係) 児童等以外の団体等の使用料及び使用時間				別表(第9条関係) 児童等以外の団体等の使用料及び使用時間			
階	午前	午後	夜間	階	午前	午後	夜間
1階	<u>300円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>	1階	<u>310円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
2階	<u>300円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>	2階	<u>310円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>

(勝山市岩屋オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 勝山市岩屋オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成15年勝山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第2(第10条関係) 基本使用料				別表第2(第10条関係) 基本使用料			
施設区分	単位	使用料(円)		施設区分	単位	使用料(円)	
		休憩	宿泊			休憩	宿泊
オートキャンプサイト AC電源有	1区画	<u>2,500</u>	<u>3,500</u>	オートキャンプサイト AC電源有	1区画	<u>2,600</u>	<u>3,700</u>
オートキャンプサイト AC電源無	1区画	<u>2,000</u>	<u>3,000</u>	オートキャンプサイト AC電源無	1区画	<u>2,100</u>	<u>3,100</u>
キャンプテントサイト	1張箇所		1,000	キャンプテントサイト	1張箇所		1,000
環境整備費	1名		100	環境整備費	1名		100

(勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例(平成17年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前										改正後									
別表第1(第7条関係)										別表第1(第7条関係)									
1 基本使用料										1 基本使用料									
単位【円】										単位【円】									
階	室名	午前		午後		夜間		全日		階	室名	午前		午後		夜間		全日	
		平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日			平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日
一階	けやきの間(和)	<u>2,500</u>	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>5,200</u>	<u>8,300</u>	<u>10,400</u>	一階	けやきの間(和)	<u>2,620</u>	<u>3,350</u>	<u>3,350</u>	<u>4,610</u>	<u>4,610</u>	<u>5,450</u>	<u>8,700</u>	<u>10,900</u>
	蘭の間(和)	<u>1,000</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>2,200</u>	<u>3,700</u>	<u>4,500</u>	一階	蘭の間(和)	<u>1,050</u>	<u>1,570</u>	<u>1,570</u>	<u>1,780</u>	<u>1,780</u>	<u>2,300</u>	<u>3,880</u>	<u>4,710</u>
	桜の間(和)	<u>1,000</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>2,200</u>	<u>3,700</u>	<u>4,500</u>	一階	桜の間(和)	<u>1,050</u>	<u>1,570</u>	<u>1,570</u>	<u>1,780</u>	<u>1,780</u>	<u>2,300</u>	<u>3,880</u>	<u>4,710</u>
	ホール	<u>7,900</u>	<u>11,600</u>	<u>11,600</u>	<u>15,800</u>	<u>15,800</u>	<u>18,900</u>	<u>31,500</u>	<u>38,900</u>	一階	ホール	<u>8,280</u>	<u>12,150</u>	<u>12,150</u>	<u>16,550</u>	<u>16,550</u>	<u>19,800</u>	<u>33,000</u>	<u>40,750</u>
	第1会議室	<u>1,500</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	<u>2,400</u>	<u>2,400</u>	<u>2,700</u>	<u>5,200</u>	<u>5,900</u>	一階	第1会議室	<u>1,570</u>	<u>1,990</u>	<u>1,990</u>	<u>2,510</u>	<u>2,510</u>	<u>2,830</u>	<u>5,450</u>	<u>6,180</u>
	料理教室	<u>4,500</u>	<u>5,400</u>	<u>6,500</u>	<u>7,800</u>	<u>9,400</u>	<u>11,300</u>	<u>13,600</u>	<u>16,400</u>	一階	料理教室	<u>4,710</u>	<u>5,660</u>	<u>6,810</u>	<u>8,170</u>	<u>9,850</u>	<u>11,840</u>	<u>14,250</u>	<u>17,180</u>
	二階	さつきの間(和)	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>4,200</u>	<u>5,100</u>	二階	さつきの間(和)	<u>1,260</u>	<u>1,890</u>	<u>1,890</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,510</u>	<u>4,400</u>

三階	第1研修室	3,000	3,800	3,800	4,900	4,900	5,700	9,500	11,400
	第2研修室	1,500	1,900	1,900	2,400	2,400	2,700	5,200	5,900
	第3研修室	1,800	2,300	2,300	2,900	2,900	3,200	6,200	7,000
	第4研修室	1,800	2,300	2,300	2,900	2,900	3,200	6,200	7,000
	第5研修室	1,800	2,300	2,300	2,900	2,900	3,200	6,200	7,000

三階	第1研修室	3,140	3,980	3,980	5,130	5,130	5,970	9,950	11,940
	第2研修室	1,570	1,990	1,990	2,510	2,510	2,830	5,450	6,180
	第3研修室	1,890	2,410	2,410	3,040	3,040	3,350	6,500	7,330
	第4研修室	1,890	2,410	2,410	3,040	3,040	3,350	6,500	7,330
	第5研修室	1,890	2,410	2,410	3,040	3,040	3,350	6,500	7,330

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

特殊器具・備品名	単位	金額(円)
音響装置	1式(午前、午後、夜間各回)	600
電気コンセント1kW	1回(〃)	300
プロパン・電磁調理器	1回(〃)	600

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

特殊器具・備品名	単位	金額(円)
音響装置	1式(午前、午後、夜間各回)	630
電気コンセント1kW	1回(〃)	310
プロパン・電磁調理器	1回(〃)	630

(勝山市福祉健康センター「すこやか」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 勝山市福祉健康センター「すこやか」の設置及び管理に関する条例(平成17年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
別表第1(第7条関係) 1 基本使用料	別表第1(第7条関係) 1 基本使用料 <u>単位 [円]</u>

室名	午前		午後		夜間		全日	
	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日
多目的ホール	7,100	8,500	10,200	12,300	14,800	17,900	21,600	26,100
			0	0	0	0	0	0
第1会議室	3,400	4,100	4,900	5,900	7,100	8,500	10,200	12,300
							0	0
第2会議室	1,200	1,400	1,600	1,900	2,200	2,600	3,100	3,700
和室	1,200	1,400	1,600	1,900	2,200	2,600	3,100	3,700
創作活動交流室 1	1,400	1,600	1,900	2,200	2,600	3,100	3,700	4,400
創作活動交流室 2	1,100	1,300	1,500	1,800	2,100	2,500	3,000	3,600
栄養指導実習室	4,500	5,400	6,500	7,800	9,400	11,300	13,600	16,400
						0	0	0
録音室	700	800	900	1,000	1,200	1,400	1,600	1,900
ボランティア活動室 1	600	700	800	900	1,000	1,200	1,400	1,600
ボランティア活動室 2	600	700	800	900	1,000	1,200	1,400	1,600
相談室 1	200	300	400	500	600	700	800	900
相談室 2	200	300	400	500	600	700	800	900
相談室 3	200	300	400	500	600	700	800	900
展示交流スペース	800	900	1,000	1,200	1,400	1,600	1,900	2,200

室名	午前		午後		夜間		全日	
	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日
多目的ホール	7,440	8,900	10,690	12,890	15,500	18,750	22,630	27,340
			0	0	0	0	0	0
第1会議室	3,560	4,300	5,130	6,180	7,440	8,900	10,690	12,890
							0	0
第2会議室	1,260	1,470	1,680	1,990	2,300	2,720	3,250	3,880
和室	1,260	1,470	1,680	1,990	2,300	2,720	3,250	3,880
創作活動交流室 1	1,470	1,680	1,990	2,300	2,720	3,250	3,880	4,610
創作活動交流室 2	1,150	1,360	1,570	1,890	2,200	2,620	3,140	3,770
栄養指導実習室	4,710	5,660	6,810	8,170	9,850	11,840	14,250	17,180
						0	0	0
録音室	730	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680	1,990
ボランティア活動室 1	630	730	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680
ボランティア活動室 2	630	730	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680
相談室 1	210	310	420	520	630	730	840	940
相談室 2	210	310	420	520	630	730	840	940
相談室 3	210	310	420	520	630	730	840	940
展示交流スペース	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680	1,990	2,300

集団検診室 (保健指導 室、観察室 含む)	<u>3,700</u>	<u>4,400</u>	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>7,700</u>	<u>9,300</u>	<u>11,200</u>	<u>13,500</u>
診察室	<u>1,800</u>	<u>2,100</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,300</u>	<u>5,200</u>	<u>6,200</u>

使用時間区分

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

特殊機器・備品名	単位	金額 (円)
音響装置	1式(午前、午後、夜間各回)	<u>600</u>
多目的ホール・プロジェクト	1式(〃)	<u>1,100</u>
展示パネル	1枚(〃)	100
プロパン・電磁調理器	1回(〃)	<u>600</u>
ビデオ機器持込み	1日1台当たり	<u>1,000</u>
カラオケ機器持込み	1日1台当たり	<u>1,000</u>

集団検診室 (保健指導 室、観察室 含む)	<u>3,880</u>	<u>4,610</u>	<u>5,550</u>	<u>6,700</u>	<u>8,070</u>	<u>9,740</u>	<u>11,730</u>	<u>14,140</u>
診察室	<u>1,890</u>	<u>2,200</u>	<u>2,620</u>	<u>3,140</u>	<u>3,770</u>	<u>4,500</u>	<u>5,450</u>	<u>6,500</u>

使用時間区分

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

特殊機器・備品名	単位	金額 (円)
音響装置	1式(午前、午後、夜間各回)	<u>630</u>
多目的ホール・プロジェクト	1式(〃)	<u>1,150</u>
展示パネル	1枚(〃)	100
プロパン・電磁調理器	1回(〃)	<u>630</u>
ビデオ機器持込み	1日1台当たり	<u>1,050</u>
カラオケ機器持込み	1日1台当たり	<u>1,050</u>

(勝山市定住促進住宅管理条例の一部改正)

第13条 勝山市定住促進住宅管理条例(平成21年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第13条、第33条関係)		別表第2(第13条、第33条関係)	
共益費	月額800円	共益費	月額800円
駐車場の使用料	1区画月額 <u>3,000円</u> ただし、12月、1月及び2月の使用料は無料	駐車場の使用料	1区画月額 <u>3,140円</u> ただし、12月、1月及び2月の使用料は無料

(はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例(平成21年勝山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後						
別表第1(第7条関係) 施設基本使用料		別表第1(第7条関係) 施設基本使用料						
施設名	午前		午後		夜間		全日	
	平日	土日 祝日	平日	土日 祝日	平日	土日 祝日	平日	土日 祝日
イベント体験ホール	<u>1,400</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>5,200</u> 円	<u>6,200</u> 円
多目的広場	<u>2,700</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,600</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>8,500</u> 円	<u>10,100</u> 円
屋外ステージ	<u>550</u> 円	<u>650</u> 円	<u>650</u> 円	<u>750</u> 円	<u>600</u> 円	<u>700</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>2,100</u> 円
別表第2(第7条関係)		別表第2(第7条関係)						



付属設備使用料			付属設備使用料		
特殊器具・備品名	単位	金額	特殊器具・備品名	単位	金額
プロジェクター(スクリーン含む)	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>1,100円</b>	プロジェクター(スクリーン含む)	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>1,150円</b>
屋内音響装置	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>600円</b>	屋内音響装置	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>630円</b>
屋外音響装置	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>600円</b>	屋外音響装置	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>630円</b>
展示パネル	1枚(午前、午後、夜間各回)	100円	展示パネル	1枚(午前、午後、夜間各回)	100円
電磁調理器	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>600円</b>	電磁調理器	1回(午前、午後、夜間各回)	<b>630円</b>
電動自転車	1時間当たり	100円 (最初の1時間は無料)	電動自転車	1時間当たり	100円 (最初の1時間は無料)

(勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例(平成23年勝山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第9条関係) 基本使用料		別表第2(第9条関係) 基本使用料	
区分	使用料 1回	区分	使用料 1回
大人	<u>650円</u> (入湯税含む)	大人	<u>670円</u> (入湯税含む)
65歳以上の勝山市民	<u>550円</u> (入湯税含む)	65歳以上の勝山市民	<u>570円</u> (入湯税含む)
子供	<u>300円</u>	子供	<u>310円</u>
身体障害者手帳等所持者	<u>400円</u> (入湯税含む)	身体障害者手帳等所持者	<u>410円</u> (入湯税含む)

別表第3(第9条関係)

**研修室等使用料**

区分	全日	延長料金
	4時間まで	超過1時間ごと
和室(8畳)	<u>2,060円</u>	<u>620円</u>
和室(16畳)	<u>4,120円</u>	<u>1,240円</u>
大広間	<u>6,180円</u>	<u>1,860円</u>

別表第4(第9条関係)

**和室等使用料**

区分	単位	金額	
テニスコート	1面1時間	昼間(午前10時から午後7時まで)	<u>420円</u>
		夜間(午後7時から午後9時まで)	<u>620円</u>

別表第5(第9条関係)

**附属設備等使用料**

特殊器具、備品名	単位	金額
テニスセット	1式(1回使用時間は2時間。各回)	<u>1,030円</u>

別表第3(第9条関係)

**和室等使用料**

区分	全日	延長料金
	4時間まで	超過1時間ごと
和室(8畳)	<u>2,160円</u>	<u>650円</u>
和室(16畳)	<u>4,320円</u>	<u>1,300円</u>
大広間	<u>6,470円</u>	<u>1,950円</u>

別表第4(第9条関係)

**テニスコート使用料**

区分	単位	金額	
テニスコート	1面1時間	昼間(午前10時から午後7時まで)	<u>440円</u>
		夜間(午後7時から午後9時まで)	<u>650円</u>

別表第5(第9条関係)

**附属設備等使用料**

特殊器具、備品名	単位	金額
テニスセット	1式(1回使用時間は2時間。各回)	<u>1,080円</u>

(白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例(平成24年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前									改正後								
別表第1(第9条関係) 施設基本使用料									別表第1(第9条関係) 施設基本使用料								
施設名	午前		午後		夜間		全日		施設名	午前		午後		夜間		全日	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
映像ホール	1,800 円	2,600 円	2,600 円	3,100 円	3,100 円	3,800 円	6,600 円	7,900 円	映像ホール	1,890 円	2,720 円	2,720 円	3,250 円	3,250 円	3,980 円	6,910 円	8,280 円
体験(屋内)スペース	1,000 円	1,400 円	1,400 円	1,700 円	1,700 円	2,100 円	3,600 円	4,400 円	体験(屋内)スペース	1,050 円	1,470 円	1,470 円	1,780 円	1,780 円	2,200 円	3,770 円	4,610 円
体験(屋外)スペース	1,000 円	1,400 円	1,400 円	1,700 円	1,700 円	2,100 円	3,600 円	4,400 円	体験(屋外)スペース	1,050 円	1,470 円	1,470 円	1,780 円	1,780 円	2,200 円	3,770 円	4,610 円
屋外広場(全面)	400 円	500 円	500 円	600 円	500 円	600 円	1,400 円	1,700 円	屋外広場(全面)	420 円	520 円	520 円	630 円	520 円	630 円	1,470 円	1,780 円
別表第2(第9条関係) 付属設備基本使用料									別表第2(第9条関係) 付属設備基本使用料								
付属設備名	単位		金額		付属設備名	単位		金額									
プロジェクター(スクリーン含む。)	1回(午前、午後、夜間各回)		1,100円		プロジェクター(スクリーン含む。)	1回(午前、午後、夜間各回)		1,150円									
屋内音響装置	1回(午前、午後、夜間各回)		600円		屋内音響装置	1回(午前、午後、夜間各回)		630円									
展示パネル	1枚(午前、午後、夜間各回)		100円		展示パネル	1枚(午前、午後、夜間各回)		100円									

(勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成25年勝山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前

別表1(第6条・第14条・第30条関係)

階数	使用区分	午前	午後	夜間	1 箇月
		8時30分 から12時 30分まで	13時00分 から17時 00分まで	18時00分 から22時 00分まで	
2階	ホール	9,000	9,000	9,000	
	第1会議室	1,900	1,900	1,900	
	第2会議室	1,500	1,500	1,500	
	第3会議室	1,900	1,900	1,900	
3階	インキュベ ートルーム ト施設	インキュベ ートルーム 1号室			6,300
		インキュベ ートルーム 2号室			6,300
		インキュベ ートルーム 3号室			6,300

別表2(第40条関係)

使用者	使用料
大人(中学生以上)1回	500円
大人(中学生以上)回数券(11回分)	5,000円
勝山市民の高齢者(65歳以上、要証明書)1回	400円

改正後

別表1(第6条・第14条・第30条関係)

階数	使用区分	午前	午後	夜間	1 箇月
		8時30分 から12時 30分まで	13時00分 から17時 00分まで	18時00分 から22時 00分まで	
2階	ホール	9,430	9,430	9,430	
	第1会議室	1,990	1,990	1,990	
	第2会議室	1,570	1,570	1,570	
	第3会議室	1,990	1,990	1,990	
3階	インキュベ ートルーム ト施設	インキュベ ートルーム 1号室			6,600
		インキュベ ートルーム 2号室			6,600
		インキュベ ートルーム 3号室			6,600

別表2(第40条関係)

使用者	使用料
大人(中学生以上)1回	520円
大人(中学生以上)回数券(11回分)	5,240円
勝山市民の高齢者(65歳以上、要証明書)1回	420円

障害者（要障害者手帳）1回	400円	障害者（要障害者手帳）1回	420円
子供（3歳以上小学生以下）1回	300円	子供（3歳以上小学生以下）1回	310円
3歳未満1回	無料	3歳未満1回	無料

（勝山市立北谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 勝山市立北谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成26年勝山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第9条関係）					別表第1（第9条関係）				
1 基本使用料					1 基本使用料				
施設使用区分	時間区分				施設使用区分	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
多目的ホール	<u>3,000</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>9,000</u> 円	多目的ホール	<u>3,140</u> 円	<u>3,670</u> 円	<u>4,190</u> 円	<u>9,430</u> 円
和室1(10畳)	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>700</u> 円	<u>1,500</u> 円	和室1(10畳)	<u>520</u> 円	<u>630</u> 円	<u>730</u> 円	<u>1,570</u> 円
和室2(8畳)	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>700</u> 円	<u>1,500</u> 円	和室2(8畳)	<u>520</u> 円	<u>630</u> 円	<u>730</u> 円	<u>1,570</u> 円
和室1及び2の併用(18畳)	<u>600</u> 円	<u>700</u> 円	<u>800</u> 円	<u>1,800</u> 円	和室1及び2の併用(18畳)	<u>630</u> 円	<u>730</u> 円	<u>840</u> 円	<u>1,890</u> 円
調理・加工室	<u>1,200</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>3,300</u> 円	調理・加工室	<u>1,260</u> 円	<u>1,360</u> 円	<u>1,470</u> 円	<u>3,460</u> 円

(勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例(平成26年勝山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前					改正後				
別表(第8条関係) (単位 円)					別表(第8条関係) (単位 円)				
	使用料					使用料			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から21時まで		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から21時まで
体育館全面	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>600</u>	体育館全面	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>600</u>
体育館半面	100	100	100	300	体育館半面	100	100	100	300
料理実習室	<u>1,200</u>	<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>3,300</u>	料理実習室	<u>1,260</u>	<u>1,360</u>	<u>1,470</u>	<u>3,460</u>
講習室 30㎡以上	<u>800</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>2,300</u>	講習室 30㎡以上	<u>840</u>	<u>940</u>	<u>1,050</u>	<u>2,410</u>
講習室 30㎡未満	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,800</u>	講習室 30㎡未満	<u>630</u>	<u>730</u>	<u>840</u>	<u>1,890</u>
和室 15畳以上	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,800</u>	和室 15畳以上	<u>630</u>	<u>730</u>	<u>840</u>	<u>1,890</u>
和室 15畳未満	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,500</u>	和室 15畳未満	<u>520</u>	<u>630</u>	<u>730</u>	<u>1,570</u>

(勝山市ジオターミナル設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 20 条 勝山市ジオターミナル設置及び管理に関する条例(平成 29 年勝山市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前			改正後		
別表(第 8 条関係)			別表(第 8 条関係)		
使用の目的	単位	金額	使用の目的	単位	金額
行商、募金その他これに類するもの	1 件 1 日につき	<u>2,000 円</u>	行商、募金その他これに類するもの	1 件 1 日につき	<u>2,040 円</u>
写真又は映画の撮影	1 件 1 日につき	<u>10,000 円</u>	写真又は映画の撮影	1 件 1 日につき	<u>10,190 円</u>
興業	1 件 1 日につき	<u>10,000 円</u>	興業	1 件 1 日につき	<u>10,190 円</u>
展示会、その他これに類するもの	1 件 1 日につき	<u>2,000 円</u>	展示会、その他これに類するもの	1 件 1 日につき	<u>2,040 円</u>

(北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 21 条 北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例(平成 30 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第 1(第 8 条関係) 旧木下家住宅基本使用料				別表第 1(第 8 条関係) 旧木下家住宅基本使用料			
	午前 9 時～午後 0 時 30 分	午後 0 時 30 分～午後 4 時	午後 4 時～午後 9 時		午前 9 時～午後 0 時 30 分	午後 0 時 30 分～午後 4 時	午後 4 時～午後 9 時
和室 (1 室あたり)	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>	<u>750 円</u>	和室 (1 室あたり)	<u>510 円</u>	<u>510 円</u>	<u>760 円</u>

(白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例(平成30年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第9条関係)			別表第1(第9条関係)		
施設名	単位	金額	施設名	単位	金額
あ之蔵	1日	<u>20,000円</u>	あ之蔵	1日	<u>20,370円</u>
多目的広場	1日	<u>20,000円</u>	多目的広場	1日	<u>20,370円</u>
あ之蔵横広場	1日	<u>50,000円</u>	あ之蔵横広場	1日	<u>50,930円</u>
あずま屋横広場	1日	<u>20,000円</u>	あずま屋横広場	1日	<u>20,370円</u>
と之蔵横広場	1日	<u>50,000円</u>	と之蔵横広場	1日	<u>50,930円</u>
別表第2(第9条関係)			別表第2(第9条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
大型自動車	1回につき	1日 <u>3,000円</u>	大型自動車	1回につき	1日 <u>3,060円</u>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条、第18条、第20条及び第22条の規定は、令和元年10月1日から施行する。